



福岡県立城南高等学校

ICT活用の手引

令和4年12月26日

ver.1.0



この手引きは学びの質の向上に向けたICT（1人1台タブレット型端末）の活用にあたって、端末の管理・使用上の注意点を、生徒および保護者等と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

目次

-
1. 端末使用の際のルールおよび注意点
 2. 生徒用アカウントの取り扱い
 3. 端末・インターネットの特性および個人情報の扱い方
 4. 健康面への配慮
 5. トラブルが発生した場合の対応
 6. その他
 7. 端末の持ち帰りに関する留意事項
- 

1 端末使用の際のルール

機器は大きな衝撃や水に強くありません。端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり濡らしたりしないよう取り扱いには注意をしましょう。

- (1) 生徒は指定された一台の端末を本校在籍期間中に使用します。指定された端末については別紙様式「端末借用申請書」を学校長に提出しなければなりません。
- (2) 端末を自宅で使用する場合は、本手引の記載事項を厳守してください。
- (3) 録画や音声録音も含め、学習に関係ない目的で使用しないでください。
- (4) 学校の内外を問わずトイレや更衣室、及びプライベート空間には持ち込まないでください。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- (1) 自分のアカウントおよびパスワードは、別紙に記録するなどして忘れないように大切に保管・管理してください。
- (2) 自分のアカウントおよびパスワードは、第三者に絶対に教えてはいけません。
- (3) 他者のIDやアカウントを盗用し、その人のふりをしてネット上で活動したり情報取得したりしてはいけません。

3 端末・インターネットの特性および個人情報の扱い方

- (1) 公私に関係なく、自分が撮影したもので個人が特定できる写真や動画、音源をネット上に掲載してはいけません。
- (2) 自分や他者（家族、友人等を含む）の個人情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス等のテキストデータ）や暴言・誹謗中傷、その他不適切な表現を、ネット上に書き込

んではいけません。

- (3) 自他を問わず、身近な者の誹謗中傷の表現や差別情報等をネットで確認した際は、速やかに担任または本校ネットワーク担当者に連絡してください。

4 健康面への配慮

- (1) 端末を使用する際にはよい姿勢を保ち、目とディスプレイの間の距離が30cm以上になることを心がけてください。
- (2) 長時間継続してディスプレイを見ないようにしてください。目が疲れないように30分に1回は20秒以上ディスプレイから目を離し、遠くを見るなどして目を休めてください。

5 トラブルが発生した場合の対応

- (1) 端末の故障、破損した場合、また、端末の紛失や盗難にあった場合は、担任に必ず速やかに相談・連絡を必ずしてください。
- (2) 上記の場合、生徒の故意または重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあります。
- (3) ネットトラブルに関しては、担任または下記の窓口にご相談してください。

福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口 ☎ 0120-494-100

6 その他

(生徒にICT活用の効果検証を行うアンケートを実施する旨の周知)

本校で、教育へのICT活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施します。

(機器故障・ネットワークトラブルの際の対応(学習継続)についての周知)

ネットワークのトラブルが発生した場合は、学習活動を止めないために、本校担当職員から管理業者に速やかに連絡をし、迅速に対応させます。

7 端末の持ち帰りに関する留意事項

- (1) LTE通信対応端末の貸出は、自宅にWi-Fi環境がない生徒に限定します。
- (2) 学習活動に使用することを貸し出しの条件とし、学習活動以外での使用および自宅以外の場所では使用はしないください。
- (3) 貸出期間中は、保護者等の管理のもと、使用時間・内容に制限を設けるなど、健全に利用してください。
- (4) 許可なくアプリケーションをインストールすること、および本体の設定を変更しないください。
- (5) 駅や店舗等の公衆無線LAN(無線Wi-Fiスポット等)に接続しないください。
- (6) 写真や動画等の個人情報を、本体およびクラウド上へ保存は絶対にしないください。
- (7) 落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて、丁寧に扱ってください。
- (8) トラブルの発生に関しては、本手引「**5 トラブルが発生した場合の対応(1)(2)(3)**」と同じ対応をします。



福岡県立城南高等学校

ICT活用の手引